

令和3年度
広島県教育委員会職員（学芸員）採用選考試験
第1次試験 専門試験

受験番号	
------	--

問1 博物館の設置及び運営について規定した博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）第3条について、（ ）の中に適切な語句を入れなさい。（同一番号の箇所には同一語句が入る。）

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 （ ① ）, 標本, 模写, 模型, 文献, 図表, 写真, フィルム, レコード等の博物館資料を豊富に収集し, （ ② ）し, 及び（ ③ ）すること。

二 分館を設置し, 又は博物館資料を当該博物館外で（ ③ ）すること。

三 一般公衆に対して, 博物館資料の利用に関し必要な（ ④ ）, 助言, 指導等を行い, 又は研究室, 実験室, 工作室, 図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的, 技術的な（ ⑤ ）を行うこと。

五 博物館資料の（ ② ）及び（ ③ ）等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書, 解説書, （ ⑥ ）, 図録, 年報, （ ⑤ ）の報告書等を作成し, 及び頒布すること。

七 博物館資料に関する（ ⑦ ）, 講習会, 映写会, 研究会等を主催し, 及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある（ ⑧ ）保護法（昭和25年法律第214号）の適用を受ける（ ⑧ ）について, 解説書又は（ ⑥ ）を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 （ ⑨ ）における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し, 及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館, 博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し, 協力し, 刊行物及び情報の交換, 博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 （ ⑩ ）, 図書館, 研究所, 公民館等の教育, 学術又は文化に関する諸施設と協力し, その活動を援助すること。

2 博物館は, その事業を行うに当つては, 土地の事情を考慮し, 国民の実生活の向上に資し, 更に（ ⑩ ）教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

問2 以下の文は、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年12月20日文科省告示第165号）の第2条及び第3条である。（ ）の中に適切な語句を入れなさい。（同一番号の箇所には同一語句が入る。）

第2条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、（ ① ）、（ ② ）等多様な分野にわたる（ ③ ）（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な（ ④ ）、事業の（ ⑤ ）及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

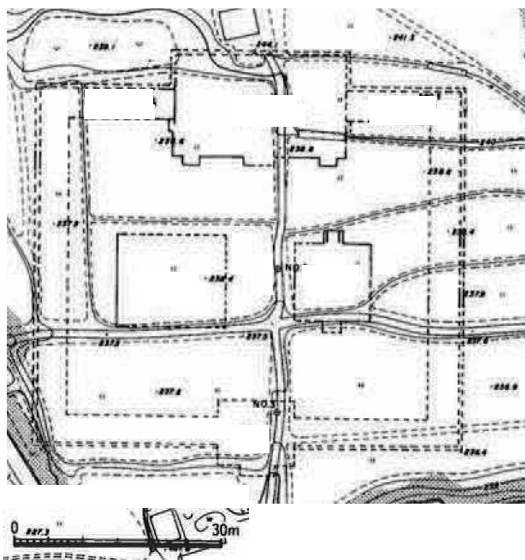
第3条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、（ ③ ）の収集・保管・展示、調査研究、（ ⑥ ）活動等の実施に関する基本的な（ ⑦ ）の方針（以下「基本的（ ⑦ ）方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的（ ⑦ ）方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の（ ⑧ ）を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的（ ⑦ ）方針及び前項の（ ⑧ ）の策定に当たっては、利用者及び（ ⑨ ）の要望並びに（ ⑩ ）の要請に十分留意するものとする。

問3 博物館が体系的で良質なコレクションの形成に取り組む上で、学芸員として配慮すべき点について200字程度で説明しなさい。

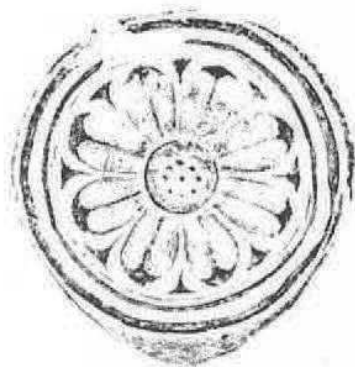
問4 三次市に所在する寺町廃寺跡について、遺跡の概要、遺構と出土遺物の特徴、遺跡の価値・意義を500字程度で説明しなさい。



寺町廃寺跡伽藍配置図



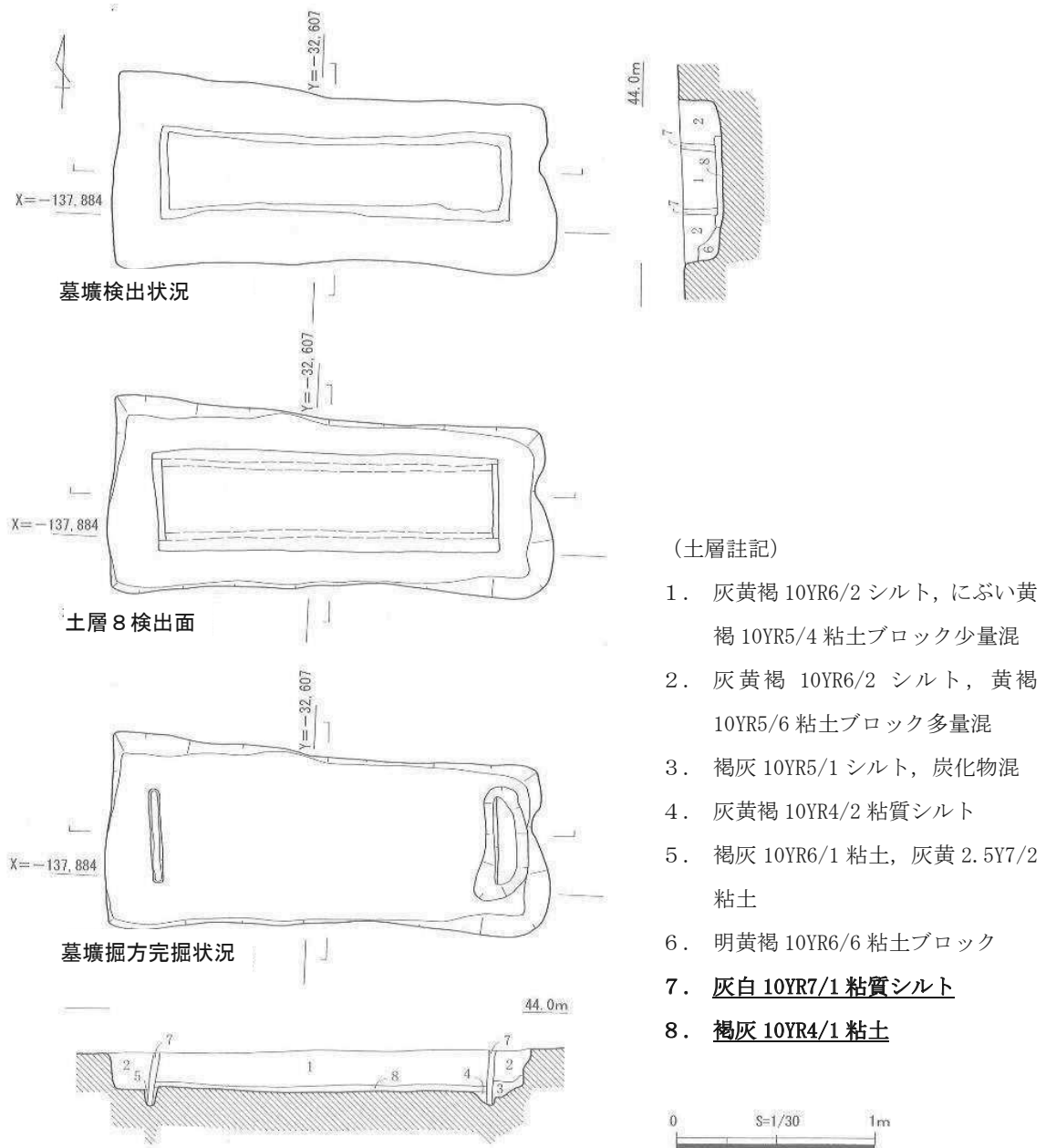
寺町廃寺伽藍模型



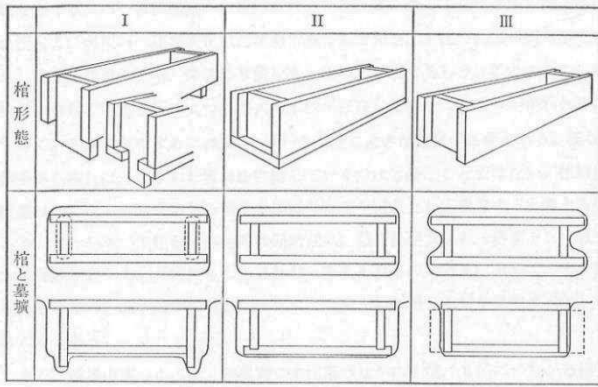
寺町廃寺跡出土瓦

問5 図アは、ある遺跡の木棺墓の実測図である。

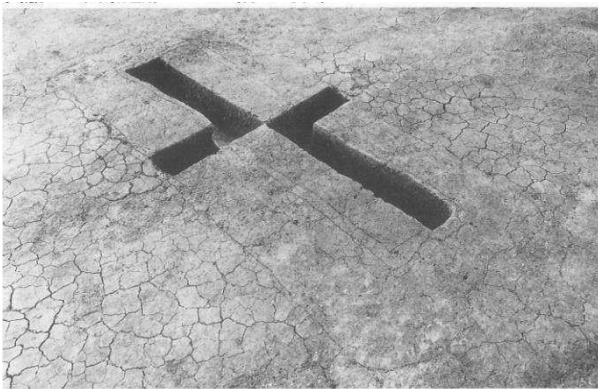
- (1) 図アの土層7は何の痕跡か。
- (2) 図アの土層8は何の痕跡か。また、その判断根拠も簡潔に説明しなさい。
- (3) 図アから復元される木棺の構造は、図イに示した模式図ⅠからⅢのどれに最も近い
か。また、その判断根拠を簡潔に説明しなさい。
- (4) 写真ウは図アの木棺墓の調査途中段階の記録である。墓壙（坑）の主軸沿いと直交
方向の2方向にトレンチ発掘を行っている目的を述べなさい。



図ア 木棺墓実測図



図イ 木棺構造模式図



写真ウ 木棺墓発掘途中写真（南東から）

問6 埋蔵文化財保護行政の業務は、①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4段階があり、地方公共団体はそれぞれの段階において発掘調査を行う必要があるとされている。

(1) 「把握・周知」の段階において行われる試掘調査、「調整」の段階において行われる試掘調査・確認調査、「保存」の段階において行われる保存目的調査・記録保存調査、「活用」の段階において行われる活用のための調査のそれぞれについて、その目的を各100字程度で述べなさい。

(2) (1)に挙げた各種発掘調査は、可能な限り地方公共団体が調査主体となって実施することが望ましいとされているが、行政判断との関係において、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査については地方公共団体が調査主体となって行う必要があるとされる一方、記録保存調査については地方公共団体以外の十分な能力をもつ組織が行うことも考えられるとされている。その理由について、各100字程度で簡潔に述べなさい。

問7 次の用語のうち5つを選び、それぞれ内容や意義を中心に、100字程度で説明しなさい。

- ① 加曾利貝塚
- ② 池上曾根遺跡
- ③ 竪穴式石室
- ④ 築地堀
- ⑤ 経塚
- ⑥ 細石刃
- ⑦ 隆起線文土器
- ⑧ やりがんな
- ⑨ 須恵器
- ⑩ 木簡